

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い

1. 電子化施行日以降の新株予約権付社債の税制優遇措置の取扱い

新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日（決済合理化法の施行日をいう。以下同じ。）以降は、振替債のみに適用されるようになる。

振替債に適用される税制優遇措置については、現在、新株予約権付社債に認められている税制優遇措置に加え、新たに、資本金1億円以上の内国法人が源泉徴収不適用の措置を受けることができるようになる（租税特別措置法第8条第3項）。

2. 登録債の取扱い

現在、登録債となっている新株予約権付社債については、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項第2号及び第3号）、公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第11条第4項）、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の2第1項第3号）、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の3第8項）、金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法第8条第1項第1号、第3号及び第2項）が適用されている。

社債等登録法は、証券市場整備法施行日（平成15年1月6日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることとなっており（証券市場整備法附則第1条第2項）登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法の廃止日以降、登録債としての社債等登録法上の効力を有する（証券市場整備法附則第3条）ものの、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（証券市場整備法附則第9条、第10条）。

登録債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間（利子等の計算期間のうち平成20年1月5日までにその期間が終了するものをいう。以下同じ。）の終了日までに登録債から現物債に移行しておくことが必要である（注1）。また、電子化施行日以降においても、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、現物債に移行した新株予約権付社債を電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

（注1）現物債については、登録債で認められている税制優遇措置のうち、
、
、
の措置がない。

電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注2、3）

（注2）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注3）新株予約権付社債については、振替法上、登録債から直接、振替債に移行することができないため、一旦、現物債にしてから、移行する必要がある。

3. 現物債の取扱い

現在、現物債となっている新株予約権付社債については、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項第2号及び第3号） 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第11条第4項）が適用されている。

現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（所得税法施行令第37条第2項改正、所得税法施行規則第16条第1項改正）。

現物債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置を受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注4、5）

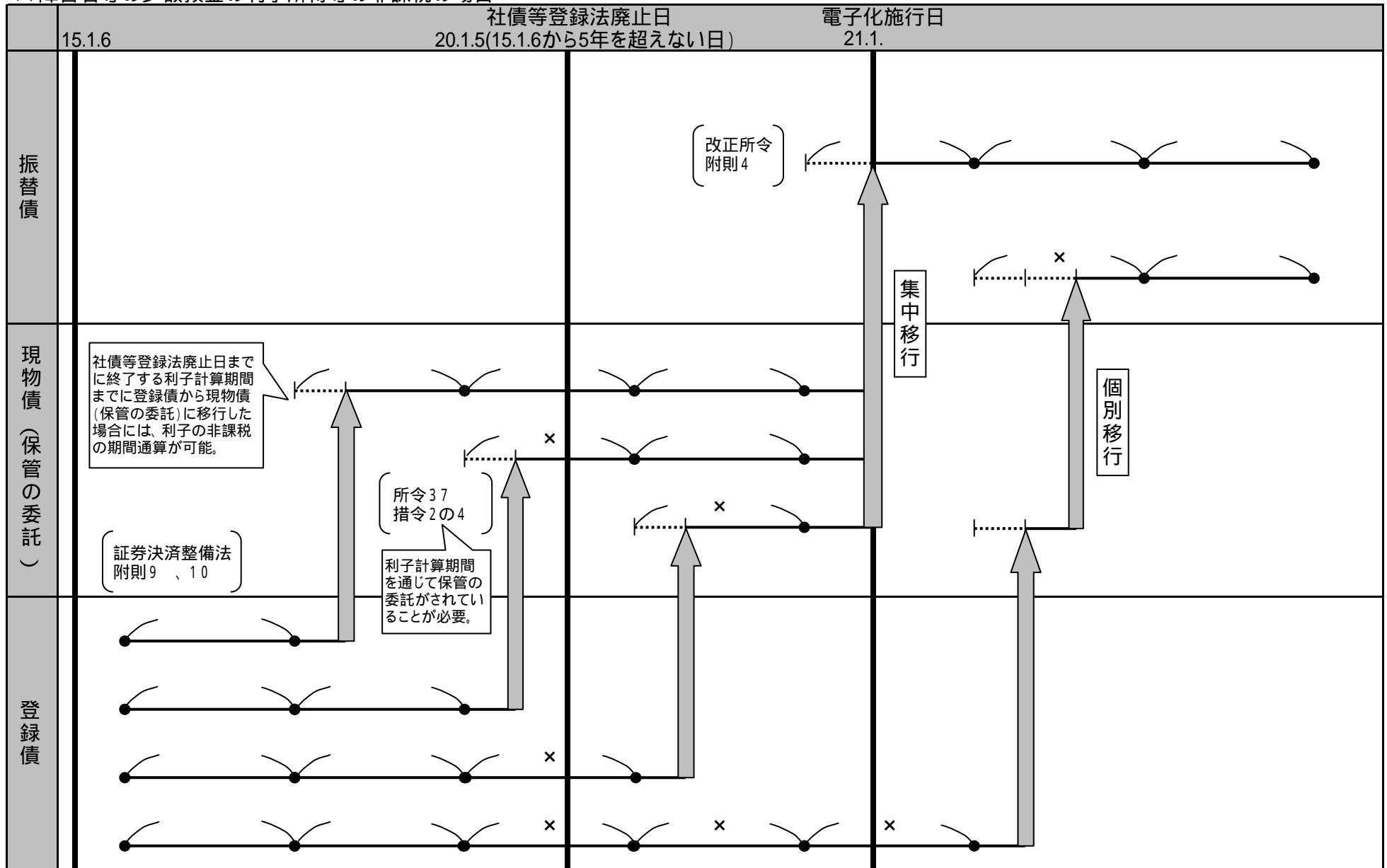
（注4）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注5）電子化施行日以降に現物債として発行の決定がされた新株予約権付社債については、振替債に移行できない（振替法附則第41条）。

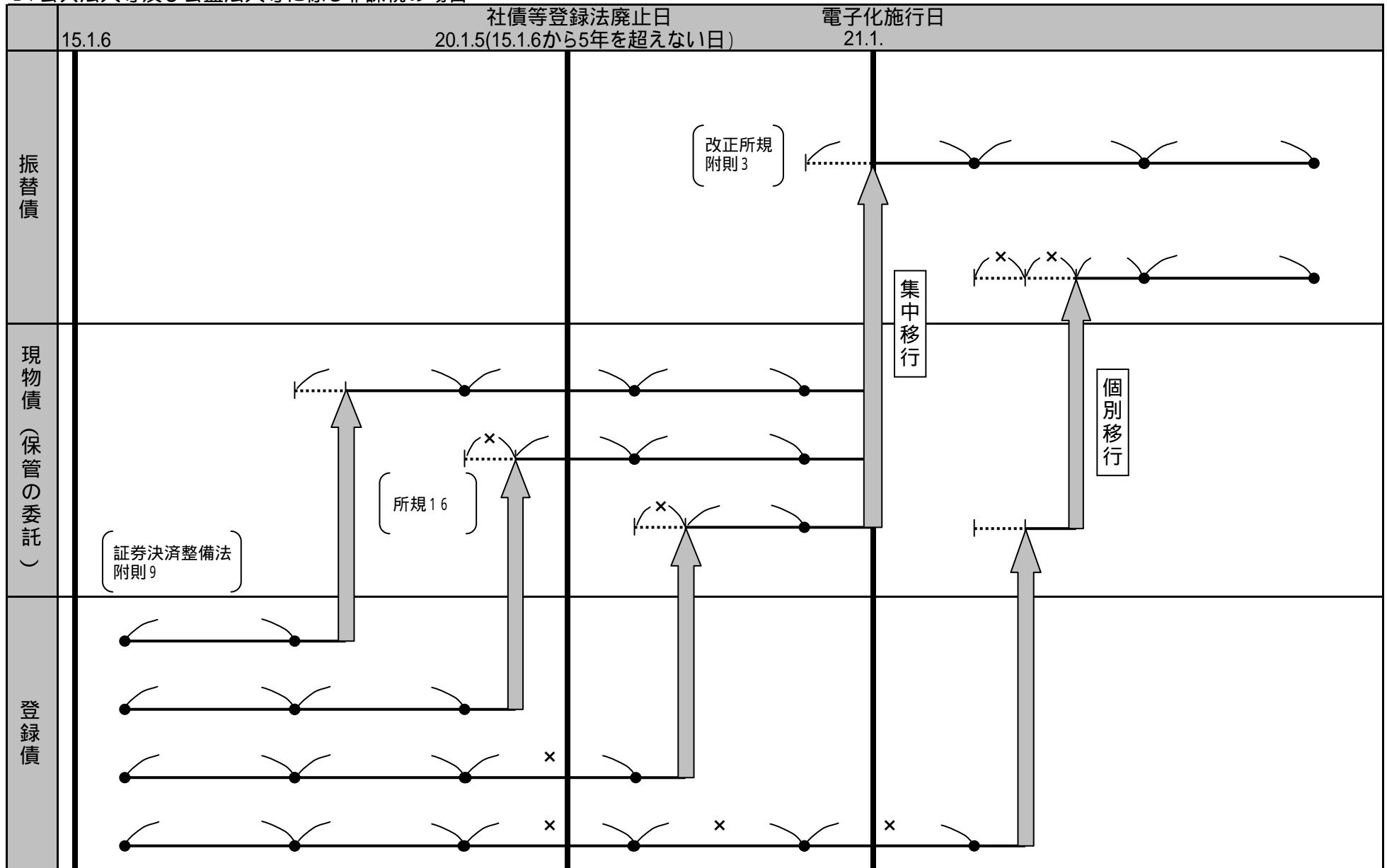
以 上

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い(適用関係図)

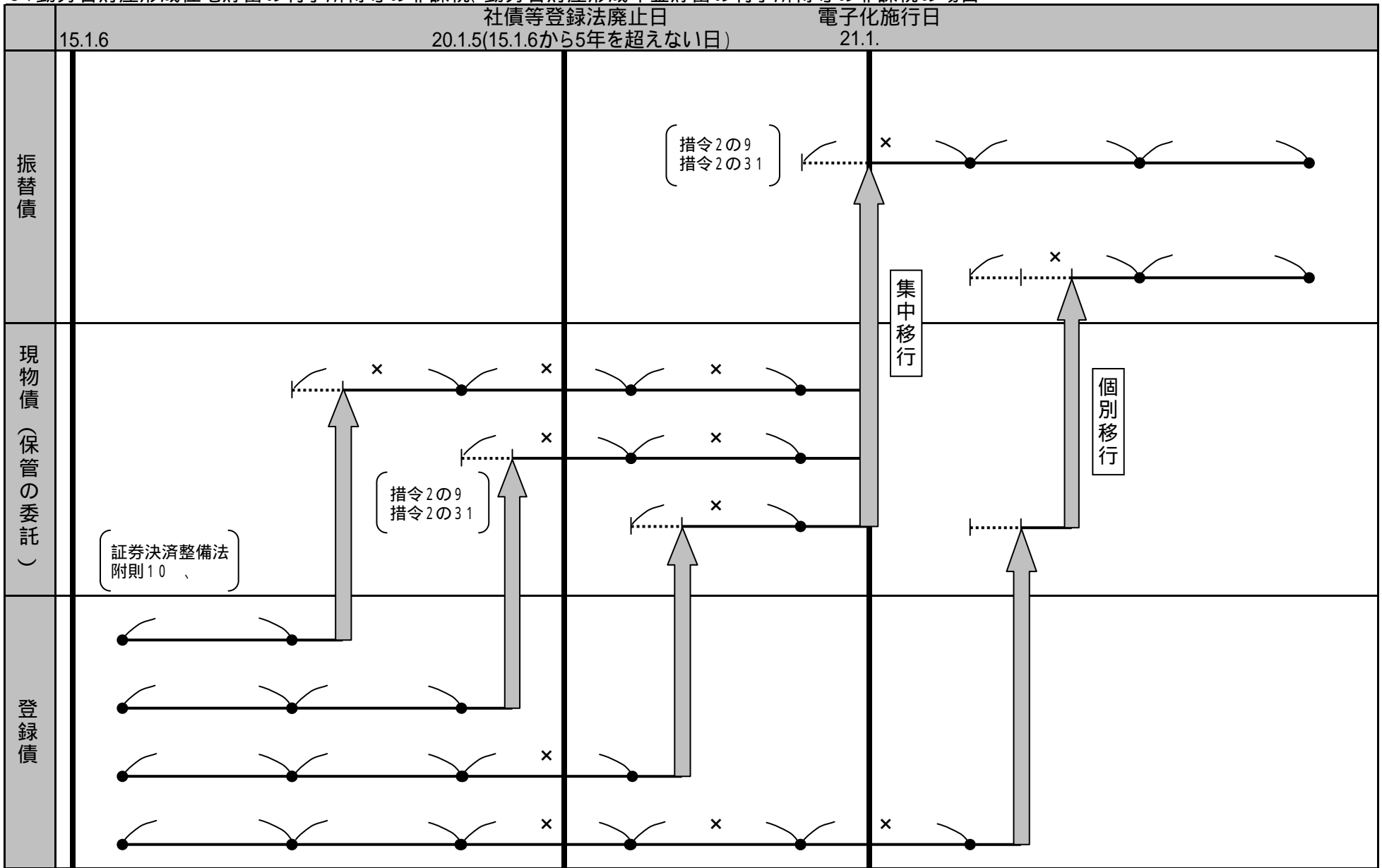
1. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の場合



2. 公共法人等及び公益法人等に係る非課税の場合



3. 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税の場合



4. 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用の場合

